

(納入)

- 第1条 乙は、仕様書記載の機器（以下「賃貸借物件」という。）を賃貸借開始日（以下「指定期日」という。）から使用できるよう整備し、甲の指定する納入場所に納入するものとする。
- 2 甲は、納入に先立ち、又は納入に際して必要があるときは、甲の職員をして立会い、指示その他の方法により監督することができる。
- 3 乙は、賃貸借物件の引渡しの際に要する搬入、調整その他当然必要なものの費用について負担するものとする。

(検査及び引渡し)

- 第2条 甲は、乙から賃貸借物件の納入があったときは、速やかに検査を行うものとする。
- 2 前項の検査に合格したときをもって、甲は乙から賃貸借物件の引渡しを受けたものとする。
- 3 賃貸借物件の引渡し前に生じた損害の復旧に要する費用は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じた損害の復旧に要する費用は、甲の負担とする。

(納入期限の延長等)

- 第3条 乙は、指定期日までに賃貸借物件の引渡しを完了できない事由が生じたときは、速やかにその理由及び遅延日数等を明記して、甲に指定期日の延期を願い出なければならない。
- 2 前項の願い出は、指定期日までにしなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。
- 3 第1項の願い出があった場合において、甲は乙から違約金を徴収した上で相当と認める日数の延長を認めることができる。ただし、乙の責に帰すべき理由がないと認められるときは、この限りではない。
- 4 前項の違約金は、遅延日数1日につき契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）（以下「法定率」という。）を乗じて計算して得た額とする。

(賃貸借物件の保守)

- 第4条 乙は、その負担により甲が賃貸借物件を正常に使用できる状態を維持するために、別に定める保守基準に従い当該物件の保守を行わなければならない。ただし、甲の責に帰すべき理由により賃貸借物件の保守が必要になったときは、それに要する費用は甲の負担とする。
- 2 乙は、賃貸借物件の保守にあたり、故意又は重大な過失により甲の施設に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(賃貸借物件の取替え又は改造)

- 第5条 機能上の不備、不十分な保守その他甲の責に帰さない事由から賃貸借物件に障害が生じ、通常の保守を施すのみではその障害が回復することができないことが明らかになったときは、甲は賃貸借物件の全部若しくは一部の取替え又は改造を乙に請求することができる。
- 2 前項の事由による賃貸借物件の取替え又は改造に要する費用は、乙の負担とする。

(賃貸借物件の現状変更)

- 第6条 甲は、賃貸借物件の使用の必要上、次の各号に掲げる行為を行うときは、事前に書面で乙の承諾を得るものとする。
- (1) 賃貸借物件に他の機械器具を取付け、又は取りはずすとき
- (2) 賃貸借物件を当初の据付場所から他に移転する必要があるとき

(賃貸借物件の管理)

- 第7条 甲は、賃貸借期間中、善良な管理者としての注意義務をもって賃貸借物件の使用に供し、保管しなければならない。

(損害保険の加入)

- 第8条 乙は、賃貸借期間中、乙を保険契約者とする動産総合保険に、乙の負担により加入しなければならない。また、賃貸借物件について損害の賠償等が生じたときは、この動産総合保険により補償に充てるものとする。

(転貸の禁止)

- 第9条 甲は、賃貸借物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾があったときは、この限りではない。

(所有権の表示)

- 第10条 乙は、賃貸借物件にその所有に属する旨の標識を付し、甲は、当該物件を他の権利の目的物として使用することができない。

(立入権及び秘密保持)

第11条 乙又はその代理人若しくは使用人は、賃貸借物件の納入、保守、管理その他の行為のために、その据付場所に立ち入ることができる。この場合において、乙又は使用人は、その身分を証明する書面を携帯するものとする。

(賃貸借物件の滅失又は毀損)

第12条 甲は、賃貸借物件が滅失又は毀損したときは、乙と協議のうえ、次の各号のいずれかの措置をとるものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により滅失又は毀損が生じたときは、甲がその責を負うものとする。

(1) 完全な状態への復元又は修理

(2) 同等な状態又は性能の代替品との交換

2 前項の規定にかかわらず、滅失又は毀損の原因が天災その他甲及び乙の責に負わない事由により生じたときは、甲乙協議の上対応するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(賃貸借料の支払)

第14条 賃貸借料の支払の請求は、契約期間中の一月の経過ごとに、乙が書面をもって行うものとする。

2 第3条第1項による事由その他の事情により、賃貸借期間に一月未満の端数が生じたときは、当該月の賃貸借料はその月の日数により日割で計算して得た額とする。

3 甲は、乙より提出された適正な支払請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

4 契約代金の支払が期限内に終了しないときは、甲は、延滞日数1日につき支払金額に法定率を乗じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

5 契約代金の支払場所は、甲の指定したところとする。

(契約内容の変更等)

第15条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約内容を変更し、又は賃貸借物件の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(契約金額の増減に伴う契約保証金の変更)

第16条 契約保証金の支払を約した場合において、契約金額が増減されたときは、契約保証金の額はこれに応じて増減する。

2 前項の場合において、既納保証金が未払契約金額の10分の1以上になるときは、さらに納入を要しないものとする。

(甲の解除権)

第17条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。ただし、第1号の規定により契約を解除するときは、何ら、催告を要しないものとする。

(1) 乙が指定期日までに賃貸借物件の納入をしないとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当り不正な行為をしたとき

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、この契約に基づく甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき

(4) 乙が成年被後見人若しくは被保佐人の宣告を受けたとき、又は乙について破産の申し立てがあったとき

(5) 前各号のほか、乙がこの契約にもとづく義務を履行しないとき

(6) 前条に定める場合のほか、乙から契約解除の申し出があったとき

2 前項の規定によって契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に満たないとき、乙は契約金額の10分の1相当額又は不足額を甲に納付しなければならない。ただし、乙が成年被後見人若しくは被保佐人の宣告を受けたとき、又は正当な理由による乙からの申し出に基づき契約が解除されたときは、この限りでない。

3 この条項の契約解除は、第3条の規定による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第17条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。)

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は

同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(協議解除)

第18条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲の故意又は重大な過失により賃貸借物件が滅失又は毀損し、使用が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

(予算減額又は削減に伴う解除等)

第20条 甲は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるときは、契約が締結された日が属する年度の翌年度以降に、歳出予算額が減額又は削除された場合において、契約を変更又は解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を変更又は解除するときは、翌会計年度開始日の1ヶ月前までに、乙に通知しなければならない。

(契約解除に伴う措置)

第21条 甲は、前5条の規定により契約を解除した場合において、既に経過した期間があるときは、乙に当該期間に対する賃貸借料を支払うものとする。

2 乙は、前2条の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(賠償の予定)

第22条 乙は、第17条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲に対して支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第17条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。

(2) 第17条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、経過した期間にかかる賃貸借料については、甲は当該期間に対する賃貸借料を乙に支払うものとする。また、前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賃貸借物件の返却)

第23条 乙は、契約期間が終了したときは、速やかに賃貸借物件を引取るものとし、これに要する費用は、乙の負担とする。又、第17条から第20条の規定により契約を解除されたときも同様とする。

2 甲は、賃貸借物件に投じた有益費又は必要費があっても乙に請求しないものとする。

3 甲は、賃貸借物件の返還にあたり他の機械器具を取付けてある場合は、その負担において、引渡し当時の原状に復するものとする。

(相殺)

第24条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(補則)

第25条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。